

## 政府が示した濃厚接触者に認定された医療従事者の取り扱いに対する談話

2022年1月21日

日本医療労働組合連合会

書記長 森田 進

新型コロナ感染「第6波」により、濃厚接触者に認定され、出勤できない医療従事者が急増している現状を踏まえ、厚労省は1月12日、オミクロン株の感染流行に対応するため、保健医療提供体制の確保に向けた今後の対応策を取りまとめた事務連絡を発出した。

対応策として、濃厚接触者に認定された医療従事者の取り扱いでは、検査で新型コロナが陰性になるなど一定の要件を満たした場合は、引き続き勤務しても差し支えないとする内容となっている。

取り扱いでは、医療従事者に限定し、具体的な要件として、①他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること、②新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること、③無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること、④濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること、を挙げている。さらに、同様の取扱いは昨年8月18日付の事務連絡ですでに示しており、オミクロン株にも適用して問題ないと判断したため「再周知」したとしている。

しかし、医療従事者のみに限定した濃厚接触者の緩和政策に対しては、「やむを得ない場合は、抗原定性検査キットで陰性確認」とする「やむを得ない場合」とは何か、誰が「代替が困難な医療従事者」と判断するのかなど、現場の医療従事者および患者から多くの疑問や不安の声が上がっており、「問題ないと判断した」根拠も示されていないなかでの政府の対応策には憤りを覚えるものである。明確な根拠を示すことができないのであれば、医療従事者の濃厚接触者についても、十分な待機期間を確保すべきである。

簡易検査はPCR検査と比べて感度に格段の違いがあり、陰性判定でも感染している可能性は相対的に高く、安心できない。もしも、当該医療従事者が結果として感染源となった場合、当人の被る心理的なダメージははかり知れない。2年以上に及ぶコロナ禍が続き、収束が見通せないなか、現場の疲弊感は極限まで高まっている。感染症とのたたかひの最前線に立つ医療従事者のモチベーションを維持する対策が緊急に求められるなかで、政府の対応策は、これに逆行したものであるといわざるを得ない。

医療経営者に対しては、具体的な要件を満たす場合であっても、濃厚接触者である当該医療従事者について、待機期間を与えることなく、安易に業務に就かすことのないよう求めるものである。

政府は、オミクロン株の特性に応じた対策を行い、社会活動を維持していくとしている。しかし、政府が行うべきは、医師・看護師など医療従事者の大幅増員に舵を切り、提供体制改革を中止して、今後の新興・再興感染症パンデミックに耐えうる十分な「余力」を平時から確保する提供体制を改めて構想しなすことである。

政府は、感染拡大第5波の際に、「救えるいのちが救えない」事態をまねいてしまったことへの猛省が必要であり、同じ過ちを繰り返さないために、社会保障費抑制路線と医療提供体制改革の即時中止、医師・看護師など医療従事者の大幅増員への転換を、速やかに実施すべきである。

以上